

### III 生活環境安全



# 1 薬 事

消費者の健康と安全安心な生活への関心は高く、医療と日常生活に密接に関係する医薬品や医療機器等は生活をする上で不可欠なものとなっている。

保健所では医薬品等の流通過程における品質を担保し、都民生活の安全を確保するために立入調査等を行っている。

## (1) 薬事施設関係

薬局や医薬品販売業等の届出、許可等の受付事務を行っている。

これらの施設に立入調査し、構造設備、医薬品や医療機器等の管理状況・取扱いについて監視指導を行っている。

医薬品等の品質、有効性及び安全性を確保するため、これらを収去し、健康安全研究センターに依頼して承認規格等の試験検査を実施している。

表 1-1 薬事・毒物劇物関係施設数及び監視指導件数

業 種	施 設 数					新規	廃止	更新	諸届	監視指導 件数		
	令和 3年度末	令和 4年度末	日野市	多摩市	稲城市							
医 薬 局	177	181	82	59	40	23	19	23	703	103		
薬	販売業											
	店 舗 販 売 業	72	71	25	24	22	1	2	18	255	33	
	卸 売 ( 一 般 ) 販 売 業	15	17	10	2	5	2	-	4	4	7	
	薬 局 医 薬 品 製 造 業	5	6	2	3	1	1	-	1	-	3	
	薬 局 医 薬 品 製 造 販 売 業	5	6	2	3	1	1	-	1	6	2	
	麻 薬 小 売 業 者	146	153	70	49	34	21	14	43	397	99	
	向 精 神 薬 販 売 業 者	192	198	92	61	45	25	19	・	4	110	
品	覚 醒 剤 原 料 取 扱 薬 局 *	177	181	82	59	40	23	19	・	38	103	
	高 度 管 理 医 療 機 器 等 販 売 業	199	203	86	67	50	16	12	48	112	48	
	高 度 管 理 医 療 機 器 等 貸 与 業	123	123	52	39	32	8	8	26	62	23	
	管 理 医 療 機 器 販 売 業	696	293	109	123	61	20	423	・	47	150	
	管 理 医 療 機 器 貸 与 業	271	33	13	17	3	3	241	・	11	153	
	化 粧 品 販 売 業	264	269	117	85	67	26	21	・	・	143	
	医 薬 部 外 品 販 売 業	264	269	117	85	67	26	21	・	・	143	
毒 物	販 売 業	一 般 販 売 業	68	66	28	22	16	3	5	9	9	18
		特 定 品 目 販 売 業	3	3	3	-	-	-	-	1	-	2
		農 業 用 品 目 販 売 業	4	4	2	1	1	-	-	1	-	4
	業 務 上 取 扱 者	届 電 気 め つ き 業	1	1	-	1	-	-	-	・	-	1
		出 金 属 熱 処 理 業	-	-	-	-	-	-	-	・	-	-
		非 届 出 工 場 ・ 研 究 所	17	17	9	3	5	-	-	・	・	9
物	学 校	81	81	28	32	21	-	-	・	・	32	
総 数	2,780	2,175	929	735	511	199	804	175	1,648	1,186		

\* 覚醒剤取締法第30条の7第7号に規定する者の薬局

(2) 毒物・劇物施設関係

毒物劇物販売業等の届出、登録等の受付事務を行っている。

これらの施設や業務上取扱施設である日野市、多摩市及び稲城市の小中学校に立入調査し、構造設備や毒物劇物の保管管理・取扱いについて監視指導を行い、毒物劇物による事故の未然防止に努めている。

電気めつき事業所については廃水を採水し、健康安全研究センターに依頼してシアン含有量の検査を実施している。

**表 1-2 シアン化合物を使用している電気めつき事業所等の廃水検査**

区 分	施設数	採水件数	検査結果（シアン含有量）	
			1ppm以下	1ppm超
令和3年度末総数	1	1	1	-
令和4年度末総数	1	1	1	-
電気めつき業	1	1	1	-
熱処理業	-	-	-	-

(3) 家庭用品関係

例年「有害物質を含有する家庭用品の規制に関する法律」に基づき、乳幼児の衣類等を試買し、健康安全研究センターに依頼して有害物質の含有検査を実施しているが、令和3年度は中止した。

**表 1-3 家庭用品の試買内訳**

内訳	検体数	
	令和3年度	令和4年度
家庭用・住宅用洗剤（酸・アルカリ）	-	-
家庭用エアゾル製品（塩化ビニル等）殺虫剤・その他	-	14
接着剤（ホルムアルデヒド）	-	-
防菌・防カビ剤繊維製品等（有機水銀化合物等）	-	5
繊維製品（ホルムアルデヒド）	-	7
靴クリーム家庭用ワックス家庭用塗料等	-	-
試買総数	-	26

(4) 薬剤師免許事務関係

薬剤師免許申請等の経由事務及び免許証の交付事務を行っている。

**表 1-4 免許受付件数**

	令和3年度 総数	令和4年度 総数	新規	名簿 訂正	書換え 交付	再交付	消 除	その他
件数	66	68	37	15	15	1	-	-

(5) 薬物乱用防止関係

「東京都薬物乱用防止推進協議会」の日野市、多摩市及び稲城市の各地区協議会が行う薬物乱用防止啓発活動に対する支援を行うとともに小・中学校の学校関係者への啓発活動を行った。

また、南多摩保健医療圏5市地区協議会の薬物乱用防止啓発活動等に関する情報交換等を目的として開催している「令和4年度 南多摩保健医療圏薬物乱用防止5市関係者連絡会」は、オンラインと実地の併用により開催した。

令和4年度不正大麻・けし撲滅運動では、4月から7月にかけて延べ22箇所を巡回し、199株の不正けしを除去した。

(6) 薬事講習会

薬局の薬剤師等に対し、薬局等における最新の事例や課題への対応について理解を深め、資質向上を図るために例年開催している。

令和4年度は東京都6保健所（島しょ地区を含む。）、八王子市保健所及び町田市保健所の薬局を対象に共同で開催し、YouTubeによる動画の限定配信を行った。

**表 1 - 5 薬事講習会実施状況**

開催日	テーマ（講師）	対象施設	視聴 薬局件数
令和5年2月13日 から3月13日	薬局ヒヤリ・ハット事例収集・分析事業 ～現況と事例紹介～ (公益財団法人 日本医療機能評価機構 医療事故防止事業部 大野郁子氏)	薬局	全体：690 南多摩保健 所管内：75

## 2 環 境 衛 生

環境衛生事業として、都民の日常生活に密接な関係を持つ理容所、美容所、クリーニング所、公衆浴場、旅館業、興行場、プール、水道施設、特定建築物等の環境衛生関係施設について、関係法令に基づき許可・確認及び届出受理を行うとともに、立入検査や理化学検査等を実施して施設の衛生を確保し、公衆衛生の向上及び増進を図っている。

また、都民の健康的で快適な居住環境を確保するために、住宅の適切な換気方法やマンション等の給水設備に対する指導、ねずみ・衛生害虫防除の相談指導等、住まいの衛生に関する事業に取り組んでいる。さらに、花粉症対策事業として飛散花粉数の調査を実施している。

### (1) 施設と監視指導

表 2-1 環境衛生関係施設数・許可・確認・廃止・監視指導件数（法令に基づく業種分類）

業 種	営 業 施 設 数					許 可 ・ 確 認 届 出 件 数	廃 止 件 数	監 視 指 導 件 数
	令和3年度末	令和4年度末						
	総 数	総 数	日野市	多摩市	稲城市			
総 数	2,302	<b>2,283</b>	932	943	408	65	84	374
理 容 所	167	<b>163</b>	73	55	35	4	8	17
美 容 所	399	<b>405</b>	173	158	74	24	18	45
ク リ ー ニ ン グ 所	136	<b>126</b>	45	46	35	4	14	19
一 般 ・ リ ネ ン	35	<b>33</b>	14	5	14	1	3	9
取 次 所	101	<b>93</b>	31	41	21	3	11	10
公 衆 浴 場	33	<b>33</b>	4	19	10	2	2	65
普 通 浴 場	-	-	-	-	-	-	-	-
そ の 他	33	<b>33</b>	4	19	10	2	2	65
旅 館 業	13	<b>11</b>	2	6	3	-	2	10
旅 館 ・ ホ テ ル	13	<b>11</b>	2	6	3	-	2	10
簡 易 宿 所	-	-	-	-	-	-	-	-
下 宿	-	-	-	-	-	-	-	-
季 節 営 業 (再 掲)	-	-	-	-	-	-	-	-
興 行 場	24	<b>25</b>	2	21	2	1	-	35
プ ー ル	118	<b>133</b>	43	59	31	18	3	135
許 可	29	<b>28</b>	7	10	11	-	1	46
届 出	89	<b>105</b>	36	49	20	18	2	89
水 道 施 設	433	<b>427</b>	175	169	83	5	11	25
上 水 道	-	-	-	-	-	-	-	-
簡 易 水 道	-	-	-	-	-	-	-	-
専 用 水 道	20	<b>20</b>	13	5	2	-	-	23
簡 易 専 用 水 道	413	<b>407</b>	162	164	81	5	11	2
小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	839	<b>821</b>	376	333	112	5	23	17
特 定 小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	274	<b>270</b>	107	134	29	3	7	17
特 定 外 小 規 模 貯 水 槽 水 道 等	565	<b>551</b>	269	199	83	2	16	-
温 泉 利 用 施 設	3	<b>2</b>	-	1	1	-	1	1
特 定 建 築 物	137	<b>137</b>	39	76	22	2	2	5

**表 2-2 環境衛生関係施設・届出・廃止・調査指導件数（要綱に基づく施設）**

業 種	営 業 施 設 数					届 出 件 数	廃 止 件 数	調 査 指 導 件 数
	令和3年度末	令和4年度末						
	総 数	総 数	日野市	多摩市	稲城市			
総 数	152	148	70	26	52	1	5	16
コインランドリー	44	43	20	14	9	1	2	6
コインシャワー	-	-	-	-	-	-	-	-
飲用に供する井戸	108	105	50	12	43	-	3	10

(2) 環境衛生関係施設の理化学検査

施設の状況を的確に把握するため、理化学検査を実施している。理容所・美容所、興行場では施設内の空気検査、クリーニング所では施設で使用する有機溶剤の空气中濃度検査、公衆浴場、旅館、プールでは水質検査等を行った。検査の結果、不適合となった施設に対しては、原因の究明を行い適正な衛生管理を実施するよう指導した。

ア 理容所・美容所

夏期と冬期の冷暖房時は、作業室内が換気不足になり、空気環境が悪化することがある。そのため、理容所・美容所の空気検査を実施した。

**表 2-3 理容所・美容所の空気検査**

業 種	検 査 施 設 数	適 合 施 設 数	不 適 合 施 設 数	検 査 数	検 査 数 中		項 目 別 不 適 合 数 (延数)			
					適 合	不 適 合	冷 房 期		暖 房 期	
							炭 酸 ガ ス	一 酸 化 炭 素	炭 酸 ガ ス	一 酸 化 炭 素
理 容 所	6	6	-	6	6	-	-	-	-	-
美 容 所	8	8	-	8	8	-	-	-	-	-
					基 準 (指 導 基 準)	0.5%以下	(10ppm以下)	0.5%以下	(10ppm以下)	

※ 検査数とは、各施設の測定ポイント数。以下の表同じ

イ クリーニング所

洗濯溶剤として塩素系有機化学物質のテトラクロロエチレンを使用しているクリーニング所における空気検査を実施した。

**表 2-4 クリーニング所の空気検査**

溶 剤	検 査 施 設 数	適 合 施 設 数	不 適 合 施 設 数	検 査 数	検 査 施 設 中		指 導 基 準 ※
					適 合	不 適 合	
テトラクロロエチレン	1	1	-	1	1	-	25ppm以下

※ 平成15年2月6日付 14健地衛第808号部長通知

ウ 公衆浴場

公衆浴場の衛生確保を図るため、その他の公衆浴場（スーパー銭湯やレジャー施設、スポーツ施設、福祉施設等）の浴槽を対象に検査を実施した。

**表 2-5 公衆浴場の検査**

業 種	検査 施設数	適合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項目別不適数（延数）						
					適合	不適合	濁度	過マンガン酸 カリウム消費量	大腸 菌群	照度	遊離残留 塩素濃度	レジオネラ 属菌	
普通	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	26	23	3	134	118	16	-	-	-	9	5	3	
					基 準		5度以下	25mg/L以下	1個/mL以下	20ルクス以上	0.4mg/L以上	検出されないこと	

エ 旅館・ホテル等

例年、旅館業施設のうち、ろ過器等を使用して浴槽水を循環させている施設を対象に浴槽水の水質検査等を実施しているが、令和4年度は対象浴槽使用休止のため検査未実施であった。

**表 2-6 旅館・ホテル等の水質検査等**

業 種	検査 施設数	適合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項目別不適数（延数）		
					適合	不適合	照 度	遊離残留塩素濃度	レジオネラ属菌
旅館・ホテル	-	-	-	-	-	-	-	-	-
その他	-	-	-	-	-	-	-	-	-
					基 準		20ルクス以上	0.4mg/L以上	検出されないこと

※ その他：簡易宿所営業、下宿営業

オ 興行場

不特定多数の人が集まる施設である興行場（市民ホール、映画館等）を対象に空気検査等を実施した。

**表 2-7 興行場の空気検査等**

実施 時期	検査 施設数	適合 施設数	不適合 施設数	検査数	検査数中		項目別不適数（延数）			
					適合	不適合	炭酸ガス	落下細菌	浮遊粉じん	照度
冷房期	4	4	-	8	8	-	-	-	-	-
暖房期	25	25	-	52	52	-	-	-	-	-
					基準（指導基準）		0.15%以下	30個/枚以下	0.2mg/m <sup>3</sup> 以下	※

※ 観覧場（多目的施設）：200ルクス以上

観覧場（映画、演劇等の施設）：20ルクス以上

観覧場以外の入場者の使用する場所：20ルクス以上

映写又は演技中の観覧場：0.2ルクス以上

カ プール

プールの衛生確保を図るため、水質検査等を実施した。

表 2-8 プールの水質検査等

種別	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	検査数中		項目別不適数（延数）								
					適合	不適合	pH値	濁度	過マンガン酸カリウム消費量	大腸菌	一般細菌	遊離残留塩素濃度	照度	二酸化炭素	レジオネラ属菌
許可	18	14	4	63	59	4	-	-	1	1	4	4	1	-	1
届出	3	3	-	6	6	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
基準					5.8~8.6	2度以下	12mg/L以下	試料100mLに検出されないこと	200CFU/mL以下	0.4mg/L以上	100ルクス以上	0.15%以下	検出されないこと		

※ 許可プール：営業施設、厚生施設等

届出プール：学校

キ 特定建築物

多数の人が利用する建築物のうち、事務所、学校、店舗、興行場、旅館、図書館、博物館等に使用される部分の延べ面積が3,000㎡以上（学校教育法第1条に規定する学校は8,000㎡以上）である特定建築物の立入検査を実施し、室内空気環境測定等を行った。

表 2-9 特定建築物の空気検査

用途	検査施設数	適合施設数	不適合施設数	検査数	項目別不適数（延数）					
					温度	相対湿度	気流	二酸化炭素	一酸化炭素	浮遊粉じん
事務所	1	-	1	2	-	2	-	-	-	-
その他	2	-	2	6	2	5	-	-	-	-
基準					18~28℃	40~70%	0.5m/s以下	1000ppm以下	6ppm以下	0.15mg/㎡以下

※ その他：店舗

基準：令和4年4月1日より温度18~28℃、一酸化炭素6ppm以下に改正された。

(3) 飲用水の水質検査

飲用井戸等の飲料水の安全を確保するため、水質の実態調査を行った。

表 2-10 行政検査による水質検査

区分	検査数	適合	不適合	項目別不適数（延数）						
				大腸菌	一般細菌	色度	濁度	有機物	硝酸態窒素及び亜硝酸態窒素	その他
飲料水	専用水道	2	2	-	-	-	-	-	-	-
	井戸水等	6	5	1	-	-	-	-	-	1
基準				検出されないこと	100個/mL以下	5度以下	2度以下	3mg/L以下	10mg/L以下	/

※ 専用水道については、原水が井戸水

※ その他：臭気

(4) 相談・苦情

理・美容所や浴場等の衛生管理に関する利用者等からの相談や苦情のほか、生活害虫等の相談や飲料水など生活に密接に関連する相談等に応じている。また、必要に応じて、現場調査等を実施し、助言等を行った。

**表 2-11 相談・苦情処理件数**

総数	営業関係	生活環境							飲料水					その他
		小計	有害化学物質	空気・カビ等	アレルギー	生活害虫	悪臭・騒音	その他	小計	法適用施設	小規模貯水	模槽道井戸等	その他	
683	514	49	4	3	-	37	-	5	106	64	32	10	-	14
16	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	16

※ 下段は、現場調査実施数

※ 新型コロナウイルス感染症防止のため、企画調整担当と協力し、学校施設の換気調査を実施した。

※ 感染症発生届に基づき、レジオネラ症発生時や新型コロナウイルス感染症発生時には、必要に応じて感染症対策担当と協力して現場調査を実施した。

(5) 飛散花粉数調査

花粉症対策の基礎資料とするため、花粉症原因植物の飛散花粉数を測定している。  
調査対象花粉：スギ科、ヒノキ科、イネ科、ブタクサ属、ヨモギ属及びカナムグラ  
令和5年の当保健所スギ花粉飛散開始 令和5年2月10日

(6) 環境衛生教育

営業者や管理者等に対して、環境衛生管理の維持と向上を目的に、講習会を開催した。

**表 2-12 講習会実施状況**

No.	開催日	テーマ	参加施設数	参加人数
1	令和4年5月19日	学校プールの立入検査について (多摩市教育委員会主催)	11	11
2	令和4年5月25日	厨房と休憩室の環境衛生対策について (特定給食施設対象)	64	75
3	令和4年6月2日	(1)令和3年度の立入検査結果及び維持管理等について (2)プール等における新型コロナウイルス感染拡大防止対策 (許可・届出プール対象)	53	57
4	令和4年6月15日	(1)プールにおける子どもの感染症について (2)小規模プールの衛生管理について (小規模プール対象)	75	101

5	令和4年10月3日	新型コロナウイルス感染症拡大防止対策、花粉症について (理容所対象)	16	16
6	令和4年10月27日 令和4年11月2日 令和4年11月8日	飲食施設のねずみ・衛生害虫対策 (食品営業許可施設対象)	220	277
7	令和5年2月27日	(1) 社会福祉施設等におけるレジオネラ症予防対策について (2) レジオネラ症事故事例解説と対策 (3) 公衆浴場、旅館業、プールにおける維持管理について	21	24

### 3 食 品 衛 生

飲食による危害の発生防止と公衆衛生の向上を目的とした「食品衛生法」に基づき、食品関係施設に対する営業許可、監視指導を行うとともに、広く食品衛生知識の普及啓発や食中毒の防止に努めている。

#### (1) 監視指導

表 3 - 1 改正前食品衛生法第52条に規定する営業の営業所数及び監視件数

市 別 内 訳	令和3年度末 営 業 所 数	許 可 件 数										
		新 規					更 新					
		日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	
飲 食 店	旅 館 ・ ホ テ ル	12	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	バ ー ・ キ ャ バ レ ー	25	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	一 般 飲 食 店	1,252	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	民 生 食 堂	-	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	す し 屋	39	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	そ ば 屋	37	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	仕 出 し 屋	35	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	弁 当 屋	130	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	そ う 菜 店	98	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	コ ン ビ ニ エ ン ス ス ト ア 等	2	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	移 動	1	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	臨 時	26	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	許 可 あ る 集 団 給 食	218	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
営 業	自 動 車	45	•	•	•	-	-	-	-	-	-	-
	自 動 販 売 機	29	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	天 ぷ ら 船	-	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	屋 形 船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	1,949	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
喫 茶 店 営 業	店 舗	46	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	自 動 販 売 機	46	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	自 動 車	3	•	•	•	-	-	-	-	-	-	-
	小 計	95	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-
菓 子 製 造 業	パ ン 製 造 業	97	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	生 菓 子 製 造 業	78	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	そ の 他 の 菓 子 製 造 業	172	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	移 動	-	•	•	•	-	-	-	-	-	-	-
	臨 時	14	•	•	•	-	-	-	-	-	•	-
	自 動 車	9	•	•	•	-	-	-	-	-	•	-
小 計	370	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
あ ん 類 製 造 業	1	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-	
ア イ ス ク リ ー ム 類 製 造 業	41	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-	
乳 処 理 業	-	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-	
特 別 牛 乳 さ く 取 処 理 業	-	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-	
乳 製 品 製 造 業	2	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-	
集 乳 業	-	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-	
乳 類 販 売 業	専 業	-	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	シ ョ ー ケ ー ス 売 り	-	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	自 動 販 売 機	-	-	-	-	•	-	-	-	-	•	-
	自 動 車	-	•	•	•	-	-	-	-	-	-	-
小 計	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

また、住民の安全な食生活を守るため、食品営業者へ製品の抜き取り検査、器具や従業員の手指についても検査を行い、特に食中毒等の食品事故が発生しやすい夏期や大量の食品が流通する歳末には、食品一斉取締り期間として監視指導の強化を図り、事故の未然防止に努めている。

廃業数					令和4年度末営業所数					監視件数	備考
日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	計		
-	7	-	・	7	1	4	-	・	5	6	
1	3	-	・	4	6	14	1	・	21	6	
108	122	48	・	278	375	429	170	・	974	387	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
3	7	-	・	10	11	13	5	・	29	46	
4	5	-	・	9	11	9	8	・	28	11	
3	-	-	・	3	13	10	9	・	32	22	
12	21	6	・	39	31	44	16	・	91	169	
12	13	5	・	30	18	36	14	・	68	142	
-	-	-	・	-	2	-	-	・	2	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	1	1	-	
-	-	-	4	4	-	-	-	22	22	2	
21	11	9	・	41	96	59	22	・	177	189	
-	-	-	7	7	-	-	-	38	38	3	
3	3	1	・	7	13	9	-	・	22	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
167	192	69	11	439	577	627	245	61	1,510	983	
7	5	6	・	18	5	17	6	・	28	32	
8	10	1	・	19	9	15	3	・	27	3	
・	・	・	1	1	・	・	・	2	2	-	
15	15	7	1	38	14	32	9	2	57	35	
8	12	8	・	28	24	34	11	・	69	103	
11	11	2	・	24	16	25	13	・	54	124	
13	19	7	・	39	48	60	25	・	133	74	
・	・	・	-	-	・	・	・	-	-	-	
・	・	・	1	1	・	・	・	13	13	-	
・	・	・	4	4	・	・	・	5	5	2	
32	42	17	5	96	88	119	49	18	274	303	
-	-	-	・	-	1	-	-	・	1	-	
9	4	1	・	14	10	13	4	・	27	32	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	1	-	1	・	2	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
・	・	・	-	-	・	・	・	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

市別内訳	令和3年度末 営業所数	許可件数									
		新規					更新				
		日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計
食肉処理業	3	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-
食肉販売業	一般	64	-	-	-	・	-	-	-	・	-
	包装	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-
	自動販売機	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-
	自動車	-	・	・	・	-	-	-	-	・	-
小計	64	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
食肉製品製造業	5	-	-	-	・	-	-	-	・	-	
魚販売業	一般	54	-	-	-	・	-	-	-	・	-
	包装	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-
	自動車	2	・	・	・	-	-	-	-	-	-
小計	56	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
魚介類せり売営業	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-	
魚肉ねり製品製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-	
食品の冷凍業	冷凍業	6	-	-	-	・	-	-	-	・	-
	冷蔵業	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-
	小計	6	-	-	-	・	-	-	-	・	-
食品の放射線照射業	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-	
清涼飲料水製造業	2	-	-	-	・	-	-	-	・	-	
乳酸菌飲料製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-	
氷雪製造業	氷雪製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-
	(自動角氷製造機)	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-
	(自動販売機)	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-
	小計	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-
氷雪販売業	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-	
食用油脂業	動物性油脂	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-
	植物性油脂	1	-	-	-	・	-	-	-	・	-
	小計	1	-	-	-	・	-	-	-	・	-
マーガリン又はショートニング製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-	
みそ製造業	2	-	-	-	・	-	-	-	・	-	
醤油製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-	
ソース類製造業	2	-	-	-	・	-	-	-	・	-	
酒類製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-	
豆腐製造業	10	-	-	-	・	-	-	-	・	-	
納豆製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-	
めん類製造業	10	-	-	-	・	-	-	-	・	-	
そうざい製造業	32	-	-	-	・	-	-	-	・	-	
缶詰又は瓶詰食品製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-	
添加物製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	・	-	
合計	2,651	-	-	-	-	-	-	-	-	-	

(注) 平成30年の食品衛生法改正に伴い、許可業種が再編されたが、令和元年政令第123号附則第2条第1項のとおり改正前に取得した許可は有効期限満了まで有効であるため、令和4年度末営業所数には改正前の許可件数を計上した。

廃業数					令和4年度末営業所数					監視件数	備考
日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	計		
-	-	-	・	-	1	-	2	・	3	3	
8	3	4	・	15	15	25	9	・	49	91	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
・	・	・	-	-	・	・	・	-	-	-	
8	3	4	-	15	15	25	9	-	49	91	
-	-	-	・	-	1	2	2	・	5	7	
5	3	3	・	11	15	23	5	・	43	92	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
・	・	-	1	1	・	・	・	1	1	-	
5	3	3	1	12	15	23	5	1	44	92	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	2	4	・	6	1	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	2	4	・	6	1	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	1	-	1	・	2	2	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	1	-	・	1	-	
-	-	-	・	-	-	1	-	・	1	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	1	1	-	・	2	3	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	1	-	1	・	2	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	3	・	3	2	2	3	・	7	20	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
2	1	2	・	5	2	-	3	・	5	8	
2	3	3	・	8	6	14	4	・	24	38	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
240	263	109	18	630	736	861	342	82	2,021	1,618	

表 3 - 2 ふぐの取扱い規制条例に規定する営業の営業所数及び監視件数

		令和3年度末 営業所数	許 可 件 数									
			新 規					更 新				
市 別 内 訳		…	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計
東京都 ふぐの 取扱い 規制 条例に 規定す る営業	ふぐ取扱所	17	-	-	-	・	-	・	・	・	・	・

(注) 本表の東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業は、令和3年6月1日以前に認証した施設を計上した。

廃業数					令和4年度末営業所数					監視件数	備考 (注)
日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	計		
2	6	-	・	8	5	1	3	・	9	46	

表 3 - 3 改正後食品衛生法第55条に規定する営業の営業所数及び監視件数

市 別 内 訳	令和3年度末 営業所数	許 可 件 数										
		新 規					更 新					
		日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	
一般飲食店	390	162	199	50	・	411	-	-	-	・	-	
集団給食	31	15	12	7	・	34	-	-	-	・	-	
自動車	18	-	-	-	・	37	-	-	-	・	-	
簡易	2	-	-	1	・	1	-	-	-	・	-	
移動	1	-	-	-	-	-	-	-	-	・	-	
臨時	2	-	-	-	・	3	-	-	-	・	-	
天ぷら船	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	
屋形船	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	444	177	211	58	40	486	-	-	-	-	-	
調理機能を有する自動販売機	2	-	4	1	・	5	-	-	-	・	-	
食肉販売業	20	6	2	1	・	9	-	-	-	・	-	
魚介類販売業	22	4	8	-	・	12	-	-	-	・	-	
魚介類競り売り営業	-	-	-	-	・	-	・	・	・	・	-	
集乳業	-	-	-	-	・	-	・	・	・	・	-	
乳処 理 業	-	-	-	-	・	-	・	・	・	・	-	
特別牛乳搾取処 理 業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	-	-	
食肉処 理 業	一般	1	1	-	1	・	2	-	-	-	・	-
	自動車	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
小計	1	1	-	1	-	2	-	-	-	-	-	
食品の放射線照射業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	
菓子製造業	26	14	13	9	・	36	-	-	-	・	-	
アイスクリーム類製造業	-	1	-	-	・	1	-	-	-	・	-	
乳製品製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	
清涼飲料水製造業	-	1	-	-	・	1	-	-	-	・	-	
食肉製品製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	
水産製品製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	
氷雪製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	
液卵製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	
食用油脂製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	
みそ又はしょうゆ製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	
酒類製造業	1	1	-	-	・	1	-	-	-	・	-	
豆腐製造業	1	-	-	1	・	1	-	-	-	・	-	
納豆製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	
麺類製造業	2	1	-	1	・	2	-	-	-	・	-	
そうざい製造業	9	4	8	5	・	17	-	-	-	・	-	
複合型そうざい製造業	2	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	
冷凍食品製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	
複合型冷凍食品製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	
漬物製造業	3	1	-	1	・	2	-	-	-	・	-	
密封包装食品製造業	-	1	2	-	・	3	-	-	-	・	-	
食品の小分け業	1	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	
添加物製造業	-	-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	
合 計	534	212	248	78	40	578	-	-	-	-	-	

(注) 平成30年の食品衛生法改正に伴い、許可業種が再編され、令和3年6月1日から施行された。  
令和3年6月1日以降の許可件数を本表に示す。

廃業数					令和4年度末営業所数					監視件数	備考
日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	計		
13	56	7	・	76	312	297	116	・	725	1,037	
-	-	-	・	-	31	21	13	・	65	107	
-	-	-	3	3	-	-	-	52	52	72	
-	-	1	・	1	-	2	-	・	2	1	
-	-	-	・	-	-	-	-	1	1	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	5	5	9	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
13	56	8	3	80	343	320	129	58	850	1,226	
-	-	-	・	-	-	6	1	・	7	10	
-	1	-	・	1	13	8	7	・	28	52	
-	5	1	・	6	12	8	8	・	28	69	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	・	-	2	-	1	・	3	3	
-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
-	-	-	-	-	2	-	1	-	3	3	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
1	-	-	・	1	24	19	18	・	61	125	
-	-	-	・	-	1	-	-	・	1	3	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	1	-	-	・	1	6	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	2	-	-	・	2	4	
-	-	-	・	-	1	-	1	・	2	5	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	1	2	1	・	4	5	
1	-	-	・	1	7	11	7	・	25	56	
-	-	-	・	-	-	1	1	・	2	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	3	-	2	・	5	16	
-	-	-	・	-	1	2	-	・	3	8	
-	-	-	・	-	1	-	-	・	1	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
15	62	9	3	89	412	377	176	58	1,023	1,588	

表3-4 改正後食品衛生法第57条に規定する営業等、ふぐの取扱い規制条例に規定する営業の営業所数及び監視件数

		令和3年度末 営業所数	届出件数				
			日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計
市別内訳		…					
営業種 別	旧許可業種であった営業						
	魚介類販売業（包装）	96	-	1	1	-	2
	食肉販売業（包装）	106	1	3	-	-	4
	乳類販売業	364	1	2	2	-	5
	氷雪販売業	1	-	-	-	・	-
	コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）	206	6	14	3	・	23
	小計	773	8	20	6	-	34
	販売業						
	弁当販売業	26	6	8	1	-	15
	野菜果物販売業	34	5	6	3	-	14
米穀類販売業	11	-	1	-	-	1	
通信販売・訪問販売業	1	1	-	-	-	1	
コンビニエンスストア	134	15	4	4	・	23	
百貨店、総合スーパー	63	4	4	1	・	9	
自動販売機による販売業（コップ式自動販売機（自動洗浄・屋内設置）及び営業許可の対象となる自動販売機を除く。）	158	4	3	6	・	13	
その他の食料・飲料販売業	258	47	75	13	1	136	
小計	685	82	101	28	1	212	
製造・加工業							
添加物製造・加工業（法第13条第1項の規定により規格が定められた添加物の製造を除く。）	-	-	-	-	・	-	
いわゆる健康食品の製造・加工業	2	-	-	-	・	-	
コーヒー製造・加工業（飲料の製造を除く。）	9	4	4	-	・	8	
農産物保存食料品製造・加工業	2	-	-	-	・	-	
調味料製造・加工業	4	3	2	1	・	6	
糖類製造・加工業	-	-	-	-	・	-	
精穀・製粉業	7	-	-	-	・	-	
製茶業	3	-	-	-	・	-	
海藻製造・加工業	-	-	-	-	・	-	
卵選別包装業	2	-	-	-	・	-	
その他の食料品製造・加工業	15	3	3	1	・	7	
小計	44	10	9	2	-	21	
種別							
上記以外のもの							
行商	17	2	3	1	-	6	
集団給食施設	158	12	3	2	・	17	
器具容器包装の製造・加工業（合成樹脂製に限る）	-	-	-	-	・	-	
露店のうち、営業とみなされないもの	-	-	-	-	・	-	
その他	2	-	-	-	-	-	
小計	177	14	6	3	-	23	
合計	1,679	114	136	39	1	290	
公衆衛生に与える影響が少ない営業	-	3	1	-	-	4	
合計	1,679	117	137	39	1	294	
東京都ふぐの取扱い規制	条例に規定する営業						
ふぐ取扱所	3	2	2	-	・	4	

(注1) 平成30年の食品衛生法改正に伴い、許可業種が再編され、令和3年6月1日から施行された。  
(注2) 本表の東京都ふぐの取扱い規制条例に規定する営業は、令和3年6月1日以降に認証した施設を

廃業数					令和4年度末営業所数					監視件数	備考 (注)
日野市	多摩市	稲城市	都内一円	小計	日野市	多摩市	稲城市	都内一円	計		
13	5	5	-	23	30	26	19	-	75	13	
13	5	4	-	22	34	34	19	1	88	18	
26	13	18	-	57	112	134	65	1	312	87	
-	-	-	・	-	-	-	1	・	1	-	
6	4	-	・	10	88	100	31	・	219	3	
58	27	27	-	112	264	294	135	2	695	121	
1	4	-	-	5	12	21	3	-	36	16	
2	-	-	-	2	15	21	10	-	46	21	
-	-	-	-	-	6	4	2	-	12	1	
-	-	-	-	-	1	-	1	-	2	-	
6	2	1	・	9	71	49	28	・	148	43	
-	-	1	・	1	31	23	17	・	71	112	
11	1	4	・	16	39	75	41	・	155	14	
13	36	3	-	52	121	162	53	6	342	96	
33	43	9	-	85	296	355	155	6	812	303	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	2	-	-	・	2	-	
-	-	-	・	-	10	6	1	・	17	5	
-	-	-	・	-	-	1	1	・	2	-	
-	-	-	・	-	5	2	3	・	10	6	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	3	1	3	・	7	-	
-	-	-	・	-	2	1	-	・	3	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	1	-	・	1	1	-	-	・	1	1	
1	-	-	・	1	8	7	6	・	21	7	
1	1	-	-	2	31	18	14	-	63	19	
-	-	-	-	-	4	16	3	-	23	-	
2	2	-	・	4	84	56	31	・	171	279	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	・	-	-	-	-	・	-	-	
-	-	-	-	-	1	1	-	-	2	-	
2	2	-	-	4	89	73	34	-	196	279	
94	73	36	-	203	680	740	338	8	1,766	722	
3	-	-	-	3	-	1	-	-	1	-	
97	73	36	-	206	680	741	338	8	1,767	722	
-	-	-	・	-	2	5	-	-	7	26	

令和3年6月1日以降の許可件数を本表に示す。  
計上した。

**表 3-5 食鳥処理の事業の規制及び食鳥検査に関する法律に規定する食鳥処理場の施設数、許可及び廃業の件数**

	年度末 営業所数	新規 許可件数	廃業件数	監視件数
令和3年度	—	—	—	—
令和4年度	—	—	—	—

(2) 検査事業

年間を通じて、食品衛生法及び食品表示法に基づき食品の収去検査を実施している。

また、現場簡易検査を実施し、汚染源の追究と事故防止に努めるとともに、営業者の自主管理の強化を図った。

**表 3-6 食品の種類別の検査成績（健康安全研究センター送付分）**

区 分	合 計	細 菌 検 査		化 学 検 査	
		良	不良	良	不良
<b>総 数</b>	<b>89</b>	<b>66</b>	<b>-</b>	<b>23</b>	<b>-</b>
魚 介 類	3	3	-	-	-
魚 介 類 加 工 品	7	4	-	3	-
肉・卵類及びその加工品	4	2	-	2	-
乳 類 加 工 品	-	-	-	-	-
アイスクリーム類・氷菓	2	2	-	-	-
穀 類 及 び 其 の 加 工 品	-	-	-	-	-
野菜類・果物及びその加工品	21	14	-	7	-
菓 子 類	24	18	-	6	-
清 涼 飲 料	-	-	-	-	-
缶 詰 ・ び ん 詰	1	-	-	1	-
調 味 料	1	-	-	1	-
そうざい類及びその半製品	25	22	-	3	-
上 記 以 外 の 食 品	1	1	-	-	-
器 具 及 び 容 器 包 装	-	-	-	-	-

**表 3-7 食品・器具・手指の検査（保健所実施分）**

区 分	検 査 数	細 菌 検 査		化 学 検 査	
		良	不良	良	不良
<b>総 数</b>	<b>2,057</b>	<b>1,943</b>	<b>114</b>	<b>-</b>	<b>-</b>
手 指	482	442	40	-	-
調理器具	591	569	22	-	-
食 品	20	20	-	-	-
そ の 他	964	912	52	-	-

(3) 食中毒発生状況

ア 当保健所管内で処理した食中毒事件は2件であった。

**表3-8 食中毒発生状況**

総 数		令和4年度 食中毒発生の内訳				
令和3年度	令和4年度	発生日	原因施設	原因食品	病因物質	患者数/喫食数
1	2	6月13日	不明	不明	アニサキス	1/不明
		6月15日	学校	蒸し じゃがいも	植物性 自然毒	8/270

イ 他保健所から、食中毒（疑いを含む）に関連する調査依頼件数は21件で、患者関係者17名と、関係する施設12軒を調査した。

**表3-9 食中毒関連調査（当保健所管外を原因施設とするもの）**

事件数	調 査 対 象 数				検 査 件 数		
	患 者 関 係		発 病 状 況		施設関係	病 因 物 質 検 出 状 況	
	総 数	非発病				発 病	総 数
			施設関係				
21	17	5	12	12	28	21	7

※検査件数は、検査項目（食中毒細菌、ウイルス等）で計上した。

(4) 苦情及び相談

食品の異物混入、変質及び営業施設における食品の取扱い等、食品に関する苦情について原因を調査し、その結果に基づき業者に対する指導を行うとともに、再発防止等を講じている。また、消費者からの食品に対する疑問についても答えている。

**表3-10 苦情処理件数**

件数 ※1	苦 情 内 容											検 査 検 体 数
	異味 異臭	異物 混入	腐敗 変敗	かびの 発生	食品の 取扱い	有症 ※2	表示	施設 設備	変色	変質	その 他	
162	2	19	2	3	26	59	32	3	0	2	19	152

※1：1件の苦情が複数の内容を含むことがあるため、件数と苦情内容件数の計は一致しない。

※2：食中毒・感染症の両面が疑われる事例は、感染症対策担当と連携して調査した。

**表3-11 相談件数**

合 計	処 理 の 内 容	
	電 話 処 理	窓 口 処 理
15,766	14,297	1,469

(5) 調理師・製菓衛生師免許交付等の事務

調理師免許証及び製菓衛生師免許証についての申請を受け付けている。

表 3-12 調理師・製菓衛生師免許申請件数

区 分	申 請 数	
	調 理 師	製 菓 衛 生 師
総 数	79	4
免許申請	64	4
免許証書換交付申請	4	-
免許証再交付申請	11	-
名簿登録消除申請	-	-

(6) 食品衛生教育

ア 食品衛生に対する正しい知識を習得してもらうために、営業者や消費者に対して衛生講習会を実施している。

表 3-13 講習会開催状況

区 分	食品衛生実務講習会 (A)	食品衛生実務講習会 (B)	その他 (消費者指導等)	合計
回 数	5	28	1	34
受講者数	462	451	50	963

(A) は、保健所等がテーマを企画した2時間以上の特別講習会。

(B) は、許可更新時講習会、業態別講習会等として保健所等で実施する1時間以上の講習会。

イ 食の安全・安心に係る最新情報を消費者にタイムリーに提供するため、情報誌「保健所発！食品ほっと情報」を随時発行している。令和4年度は2回、計4,000部発行し、延べ177施設にメール配信した。

(7) 食品衛生推進会議

都から委嘱された食品衛生推進員が実施する地域の食品衛生の向上及び自主管理に関して、保健所に対し提言並びに意見具申を行う食品衛生推進会議を開催している。

**表 3-14 開催状況**

開催日	出席者数	開催場所	議 事 内 容
11月14日	13名	南多摩保健所	(1) 情報提供 ①東京都食品衛生監視指導計画について ア 令和3年度 実施結果 概要 イ 令和4年度 実施計画 概要 ②食中毒の発生状況について ア 東京都内の発生状況 イ 当所管内の発生事例 (ア) 原因施設不明のアニサキスによる食中毒について (イ) 「蒸かしたじゃがいも」による食中毒について ③HACCPに沿った衛生管理への対応について ④令和4年度保健所計画事業について ⑤住民等に対する普及啓発について (2) その他
3月9日	12名	南多摩保健所	(1) 情報提供 ①令和4年 東京都内の食中毒発生状況について ②令和4年度 南多摩保健所における監視指導結果等について ア 許可・届出、監視件数 推移 イ 収去検体等の検査実績 ③HACCPに沿った衛生管理への対応について ④令和4年度 保健所計画事業 結果報告について ⑤住民等に対する普及啓発について ⑥令和5年度 東京都食品衛生監視指導計画(案)について (2) その他

(8) 縁日・祭礼等の一斉監視

特に規模の大きな縁日・祭礼については、食品が適切に取り扱われているか確認するため、一斉監視を実施している。

また、ふぐの取り扱いが適切になされているかについても、監視指導を行っている。

**表 3-15 縁日・祭礼等の一斉監視**

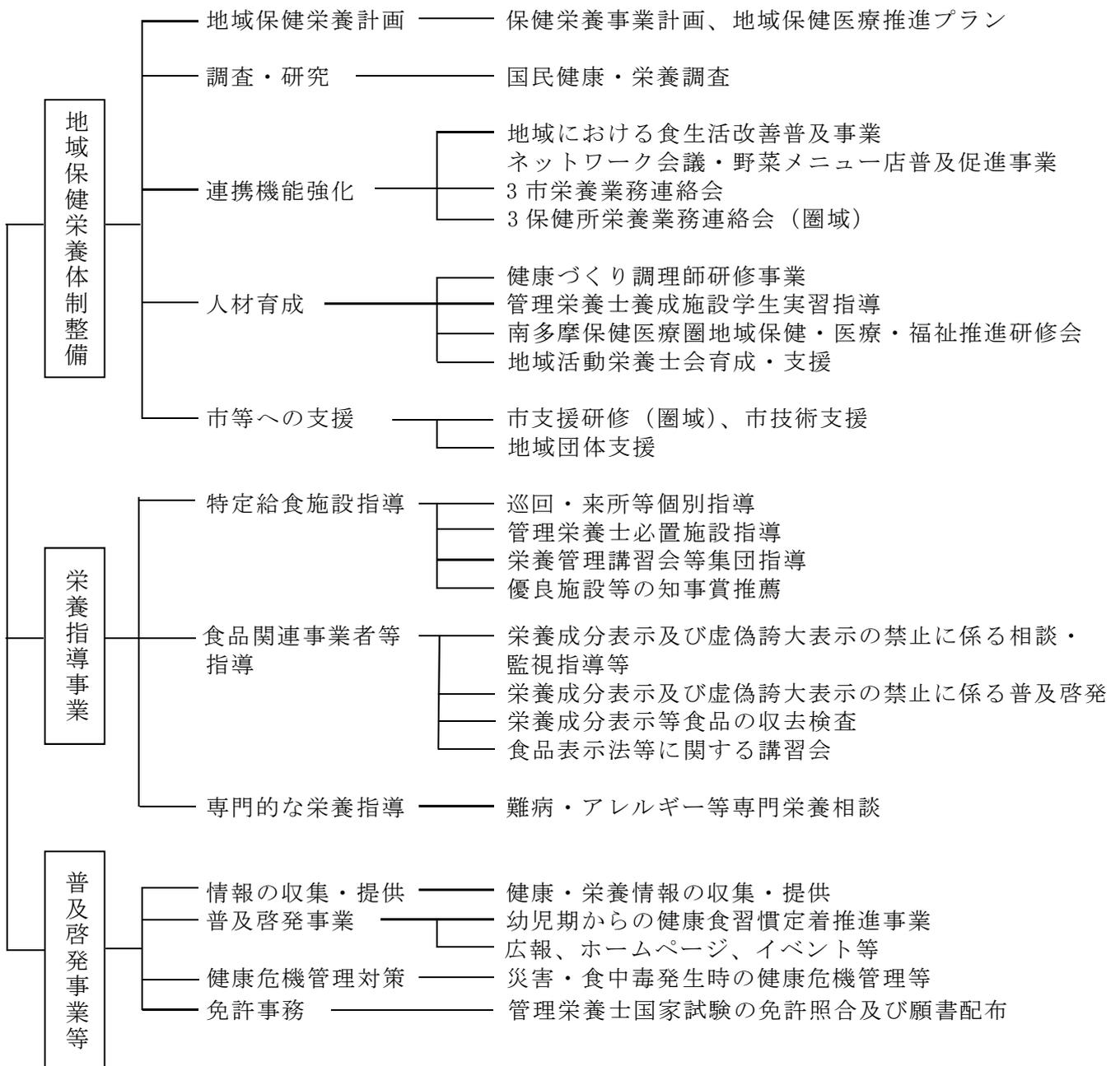
区 分	回 数	件 数
縁 日 ・ 祭 礼	1	52
ふぐ取扱い・夜間営業者	1	14
そ の 他	-	-

## 4 保 健 栄 養

保健所の保健栄養業務は、「東京都健康推進プラン21」、「地域保健医療推進プラン」等に基づき、管内各市を始めとする関係機関・団体との連携を強化し、地域保健栄養体制整備に取り組んでいる。

また、生活習慣病の予防等により健康寿命の延伸を図り、QOLの向上や地域保健の向上を目指し、各市との役割分担を踏まえ、都民がいきいきと生活できる食環境の整備を行っている。

保健栄養事業体系図



(1) 地域保健栄養体制整備

ア 国民健康・栄養調査

健康増進法に基づき、国民の健康増進の総合的な推進を図るための基礎資料を得ることを目的とし、国が指定する地区の世帯・世帯員を対象に、身体状況や、栄養摂取状況等の調査を行っている。

令和4年度は、管内に指定地区の該当がなかったため、実施していない。

イ 連携機能強化

栄養・食に関する関係機関・団体及び各市と連携して、地域の栄養・食生活に係わる課題に取り組んでいる。

平成27年度まで実施していた課題別地域保健医療推進プラン「食育推進のための環境整備事業」は、平成28年度から地域における食生活改善普及事業に移行して実施している。

令和4年度は、生涯を通じた健康づくりのための食育を推進するため、圏域保健所、管内市及び関係機関・団体との連携を図り、地域の課題として「買い物困難地域に住む元気な高齢者のフレイル対策」や、野菜摂取等に関する食環境整備の一環として、「野菜メニュー店」の普及を行った。

表4-1 関係機関との連絡調整会議の実施状況

項目	開催日	実施回数	延べ人員	内容等
3市栄養業務連絡会	6月28日 3月24日	2	12	保健栄養事業計画、食育の推進について等
3保健所栄養業務連絡会	5月31日 11月7日 3月1日	3	25	保健栄養事業計画、圏域研修、食育研修会等

ウ 人材育成

(ア) 地域活動栄養士教育支援

地域で健康づくりを推進するための重要な人材である地域活動栄養士（常勤の職を持たない栄養士）の資質向上のため、研修を行っている。

また、日野市、多摩市、稲城市それぞれにある地域活動栄養士の自主団体に対して情報提供等を行い、活動を支援している。

(イ) 健康づくり調理師研修

飲食店、特定給食施設等の調理師等に対して、都民の健康づくりを推進するうえで必要な情報や技術等の研修を実施している。

(ウ) 管理栄養士実習生指導

実践女子大学と駒沢女子大学の管理栄養士専攻課程の学生28人に対して臨地実習を実施した。

表4-2 人材育成実施状況

項目	開催日	実施回数	延べ人員	内容等
地域活動栄養士教育支援	随時	2	6	最新情報の提供等
健康づくり調理師研修	2月21日 3月13日	2	7	「弁当調理の際の衛生的な注意点」 「栄養バランスのとれた献立作成のコツ」 「減塩でもご飯がすすむ 子どももパクパク食べられるピリ辛調味のテクニック」
管理栄養士実習生指導	班別実習 5月9日～6月14日	17	168	公衆衛生活動の実際、栄養業務の指導等

(エ) 市への技術的支援

管内各市栄養士等の職員に対し、情報提供及び研修会（圏域研修・食育研修等）を通じて、各市が実施する栄養関連事業等への支援を行っている。

(2) 栄養指導事業

ア 特定給食施設指導

健康増進法に基づき、喫食者の健康保持・増進を図ることを目的に、給食施設における給食内容及び栄養管理の充実、栄養教育の推進等について、各施設の状況にあわせた指導を実施している。

(ア) 巡回・来所等個別指導

(イ) 栄養管理講習会等集団指導

給食施設における給食管理及び栄養管理の向上を図ることを目的に講習会を11回開催し、管理者、管理栄養士・栄養士、調理師等の給食業務従事者に対し、各種情報提供とともに必要な講習を行っている。令和4年度は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、会場受講とオンライン受講を併用するなど開催方法を工夫して実施した。

表4-3 給食施設数

(令和5年3月末現在)

	総数	学校	病院	介護老人 保健施設	老人福祉 施設	児童福祉 施設	社会福祉 施設	事業所	寄宿舍	矯正 施設	給食 センター	その他
総数	309 (13)	47 -	19 (8)	8 -	25 -	87 -	13 -	51 (5)	12 -	- -	- -	47 -
日野市	149 (4)	30 -	7 (2)	5 -	11 -	42 -	10 -	18 (2)	9 -	- -	- -	17 -
多摩市	104 (7)	12 -	8 (4)	2 -	10 -	24 -	1 -	25 (3)	2 -	- -	- -	20 -
稲城市	56 (2)	5 -	4 (2)	1 -	4 -	21 -	2 -	8 -	1 -	- -	- -	10 -

( ) 内は管理栄養士必置施設数の再掲

表4-4 給食施設指導状況

年度	種別	区分	総数	特定給食施設		その他の給食施設
				1回100食以上又は 1日250食以上	1回300食以上又は 1日750食以上	1回100食未満又は 1日250食未満
令和 3年度	総数	個別指導延べ施設数	843	457	78	308
		(再掲)巡回指導	31	20	3	8
		集団指導開設回数	17	...	...	...
		延べ施設数	397	217	26	154
令和 4年度	総数	個別指導延べ施設数	657	335	123	199
		(再掲)巡回指導	61	24	7	30
		集団指導開設回数	14	...	...	...
		延べ施設数	351	211	18	122
	日野市	個別指導延べ施設数	249	146	14	89
		(再掲)巡回指導	28	12	0	16
		集団指導延べ施設数	153	97	8	48
	多摩市	個別指導延べ施設数	257	123	65	69
		(再掲)巡回指導	15	8	2	5
		集団指導延べ施設数	135	71	4	60
	稲城市	個別指導延べ施設数	151	66	44	41
		(再掲)巡回指導	18	4	5	9
集団指導延べ施設数		63	43	6	14	

表 4-5 栄養管理講習会実施状況

No.	開催日	テーマ	講師	会場	参加施設数	参加人数
1	5月11日	①給食施設の役割と届出 ②栄養管理報告書の記入方法等 「保育所・幼稚園等」向け	保健所管理栄養士	Web 南多摩保健所	33	34
2	5月12日	①給食施設の役割と届出 ②栄養管理報告書の記入方法等 「保育所・幼稚園等」以外の施設	保健所管理栄養士	Web 南多摩保健所	14	17
3	5月25日	①食中毒予防の要点 ②厨房と休憩室の環境衛生対策 ③栄養情報提供	①保健所食品衛生監視員 ②保健所環境衛生監視員 ③保健所管理栄養士	Web 南多摩保健所	64	75
4	6月2日	①令和3年度幼稚園・保育所歯科検診結果の報告 ②「幼児期に必要な栄養と食習慣の知識」	①歯科保健担当 ②実践女子大学 教授 佐々木溪円氏	Web	32	44
5	6月23日	①事例発表 ・「高齢者施設の給食と感染対策」 ・「保育園の給食とICTを活用した食育」 ②グループワーク ③栄養業務関連連絡	①介護老人保健施設 いなほ管理栄養士、 やまとさくら保育園 栄養士 ②③保健所管理栄養士	Web 南多摩保健所	15	16
6	10月4日	「食と健康情報をもっとわかりやすく！雑誌編集の手法から学ぶ『見せ方』のワザ」	女子栄養大学出版部 「栄養と料理」編集長 浜岡さおり氏	Web	32	41
7	10月27日	①食中毒発生状況とその予防、HACCP ②保健栄養担当からの情報提供 ③施設の換気、排水管理について	①保健所食品衛生監視員 ②保健所管理栄養士 ③保健所環境衛生監視員	Web	102	136
8	11月17日	「上手に活かそう『うま味』の効果—相乗・減塩・だ液分泌促進効果—」	東京聖栄大学 准教授 福留奈美氏	Web	24	25
9	1月26日	メンタルケア・心に寄り添う栄養相談	札幌保健医療大学 教授 岡本智子氏	Web	19	19
10	2月15日	減塩と食育～各年代に向けたアプローチのポイント～	金城学院大学 教授 丸山智美氏	Web	15	15
11	2月28日	保育所等給食でのアレルギー疾患生活管理指導表の運用について（動画視聴とグループワーク）	保健所管理栄養士	Web	15	16

(エ) 栄養改善知事賞推薦

都民の保健衛生に貢献した優良な特定給食施設を推薦し、給食施設の資質の向上を図っている。

イ 食品関連事業者等指導

(ア) 地域における食生活改善普及事業における野菜メニュー店普及促進事業

飲食店において、自分に適した食事を選択することができるよう、ヘルシーメニュー等の栄養に関する適切な各種情報の提供を推進している。また、外食における野菜摂取量の増加を目指し、平成28年度から1食で野菜を120g以上摂取できる飲食店等「野菜メニュー店」（平成27年度は課題別地域保健医療推進プランとして「グッドバランスメニューキャンペーン」を実施）の普及促進のために事業者への相談・指導を行っている。ま

た、管内各市の広報紙やコミュニティバスに啓発ポスターを掲示するなど、地域住民へ「野菜メニュー店」利用促進に向けた普及啓発を行っている。

**表 4 - 6 事業者指導**

年度	種別	区分	業者指導（件数）		
			外食栄養成分等表示	その他	
令和 3年度	総数	個別指導延べ施設数	385	28	
		(再掲)巡回指導	-	1	
		集団指導	開設回数	2	-
			延べ施設数	42	-
令和 4年度	総数	個別指導延べ施設数	294	14	
		(再掲)巡回指導	-	-	
		集団指導	開設回数	3	2
			延べ施設数	148	7

**表 4 - 7 野菜メニュー店店舗数**

(令和5年3月31日現在)

年度	総数	日野市	多摩市	稲城市
令和4年度	133	61	51	21

(イ) 栄養成分表示及び虚偽誇大表示の禁止に係る普及啓発及び監視指導等

食品表示法（食品表示基準）に基づく栄養成分表示、健康増進法に基づく特別用途食品及び誇大表示の禁止について、食品関連事業者に対する講習会の開催を含む普及啓発や相談指導、食品販売店への立入検査等を実施している。

**表 4 - 8 立入検査実施状況**

年度	栄養成分表示に係る立入検査	誇大表示の禁止に係る立入検査
令和3年度	2 件	2 件
令和4年度	9 件	9 件

**表 4 - 9 栄養表示及び誇大表示の禁止に係る講習会**

年度	開催日	対象	参加施設	内容
令和 3年度	3月10日～ 3月20日	食品製造 施設等	YouTube限定配信 再生回数 右記1 96回 右記2 64回	1 食品表示法の概要等 2 栄養成分表示と誇大表示の禁止について
令和 4年度	3月20日～ 3月30日	食品製造 施設等	YouTube限定配信 動画視聴回数129回	1 食品表示法の概要等 2 栄養成分表示と誇大表示の禁止について

(ウ) 特別用途食品・栄養表示食品の収去検査

健康増進法及び食品表示法に基づき、特別用途食品及び栄養表示食品の表示の適正化を目的に年2回、食品衛生監視員と連携して収去検査を行い、不適正表示のある製品については適正表示に向けた指導を行っている。令和4年度はコロナ感染症拡大防止の観点から第2回のみ実施した。

**表4-10 収去検査実施状況**

回	実施日	対象品	検体数
第1回	中止		—
第2回	1月19日	特別用途食品・栄養表示食品・栄養機能食品・機能性表示食品	6検体

ウ 栄養相談

難病、精神等障害者等に対して、電話・来所相談等を実施している。

**表4-11 個別栄養指導状況**

年度	種別	栄養指導	病態別栄養指導内訳（一般栄養相談を除く）					市町村支援（再掲）
			病態別（再掲）			訪問指導（再掲）	精神（再掲）	
			生活習慣病	難病	その他疾病			
令和3年度	総数	11	4	—	2	—	—	—
令和4年度	総数	11	9	—	2	—	—	—
	日野市	4	3	—	1	—	—	—
	多摩市	4	3	—	1	—	—	—
	稲城市	3	3	—	—	—	—	—

